

第1回意見交換会の内容

8月1日(金)夜
三宿地区会館にて開催
参加者26名

この街の課題・目標について活発な意見交換を行いました！

安心・安全/道に関する主な意見

- ・行き止まり路の解消や、歩行者のための避難路を確保したい。
- ・防災訓練は定期的に行うとよい。
- ・震災時に電柱やブロック塀が倒壊しないよう、事前対策が必要である。
- ・近年のゲリラ豪雨にも対応できる雨対策をしたい。

緑・公園に関する主な意見

- ・緑が少ない地域と感るので、緑を増やしていきたい。
- ・補助26号線が整備されても北沢川緑道の良さを後世に残していけるようにしたい。烏山川緑道も同様である。
- ・太子堂にあるような小さな公園があるとよい。

コミュニティに関する主な意見

- ・新旧住民など地域のコミュニティ活動が円滑に行われるような街づくりをしたい。
- ・子どもの遊び場が失われないようにしてほしい。また、子どもの成長を見守っていけるような街にしたい。
- ・補助26号線の事業用地を暫定開放して区民が活用できるようにしてもらいたい。
- ・補助26号線の整備に伴う街の変化に的確に対応した街づくりをしたい。
- ・区や街に関する情報を住民にわかりやすく伝えるようにしてほしい。

建物に関する主な意見

- ・敷地の細分化が進んでいるので、隣棟間隔にゆとりのある建物が建つようにしたい。



「災害に強い街づくり」の検討の予定



この通信は対象区域にお住まいの方・土地建物所有者の方に世田谷区からお届けしています。

お問い合わせ先
 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33
 電話：03-5432-2872(直通) FAX：03-5432-3055 (担当：二見・青木・内田・島津)

～世田谷区からのお知らせ～

池尻四丁目(8~39番)・三宿二丁目

平成26年11月号



街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

世田谷区では、木造住宅が密集している地区である「池尻四丁目(8~39番)・三宿二丁目の区域」において、災害に強い街づくりの取り組みを進めています。今年度は、「地区街づくり計画」等の検討に向けて、当地区の街づくりの将来像やルールについての意見交換会等を開催しています。

第1回意見交換会では、約30名の方にご参加いただき、街づくり課題図(案)を基に当地区の課題や目標について活発な意見交換を行いました。この度、第2回意見交換会を以下のとおり開催します。是非ご参加ください。

第2回意見交換会のお知らせ

【日時】

12月5日(金) 午後7時~9時
(2時間程度を予定)

【会場】三宿地区会館 2階「大会議室」

【住所】世田谷区三宿2-7-10
上履きをお持ちの方はご用意ください。

【当日の内容】

講演
意見交換会

- ・この街の“街づくりの目標と方針”
- ・“街づくりのルール”



□：災害に強い街づくりに取り組む区域
(池尻四丁目8~39番、三宿二丁目)

講演内容

「自分たちのまちのことを自分たちで考える」
～玉川田園調布一・二丁目地区での取り組み～



<講師>
小西玲子さん

(玉川まちづくりハウス運営委員)

NPO法人「玉川まちづくりハウス」の運営委員として、「自分たちのまちのことを自分たちで考える」をモットーに、建築物からみどりの保存、子育てから高齢者のことなど、様々な活動をしています。
玉川田園調布住環境協議会の事務局として玉川田園調布一・二丁目地区の地区計画やまちづくり協定にも関わっています。

「防災食品の試食」も予定しています！

防災グッズの
展示も
あります！！

災害に強い街づくりの検討

平成25年度に開催した「勉強会・アンケート」や今年度開催している「意見交換会」でのご意見を踏まえ、当地区の「街づくりの目標」と「街づくりの方針」のたたき台を作成しました。

第2回意見交換会
(12/5)にてご意見
等を伺う予定です。

街づくりコラム

「地区街づくり計画」と「地区計画」の違いとは？

街づくりのルールの一例として、「地区街づくり計画」や「地区計画」があります。それぞれ、「根拠」や「強制力」、「内容」において以下のような違いがあります。

どのような計画が当地区では適しているかについて今後、皆さまと意見交換等ができればと考えています。

区分	地区街づくり計画	地区計画
根拠	世田谷区街づくり条例	都市計画法
強制力	×	
規制できる項目	限定されていない	限定されている

建築基準法に基づく条例に規定することにより建築確認申請の審査対象となります。

たたき台



池尻三宿地区キャラクターみいけ

街づくりの目標
「安全で緑豊かな、人と環境に優しい街」を目指します

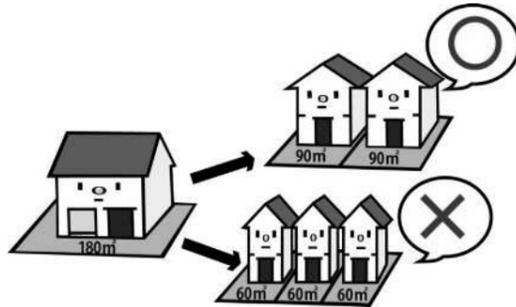
街づくりの方針
建物・道路の防災性の向上や広域避難場所周辺の不燃化を図ることで、災害に強い街をつくります
日常も非常時も安心して道路を通行できる、バリアフリーの街をつくります
子どもや高齢者を含めた、多様な世代の人々が暮らしやすい街をつくります
住宅地として魅力的な街並みにするために、緑豊かで環境に優しい街をつくります
非常時に互いに助け合えるように、日頃から豊かなコミュニティのある街をつくります

実現に向けて

第1回意見交換会にて紹介した“街づくりのルール”

たたき台

敷地規模の最低限度



敷地の細分化を防ぐことができます。

例えば最低限度を65㎡とした場合、180㎡の土地は、2分割はできますが、3分割はできなくなります。

なお、現在の敷地が最低限度未満(例、60㎡)であっても、分割をしなければ、建替え等は可能となります。

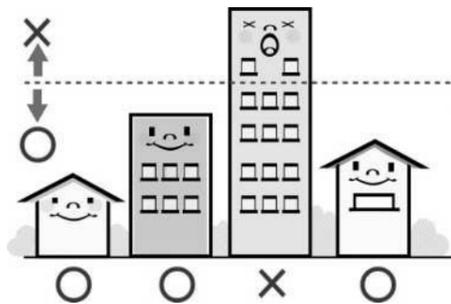
敷地内の緑化の割合



緑豊かな街並み形成のために、敷地の中の植栽部分の割合を定めることができます。



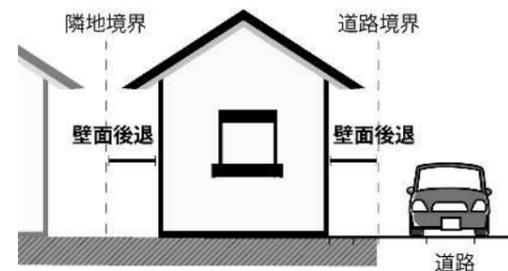
建物高さの最高限度・最低限度



建物の高さを地区にふさわしい高さに制限することができます。

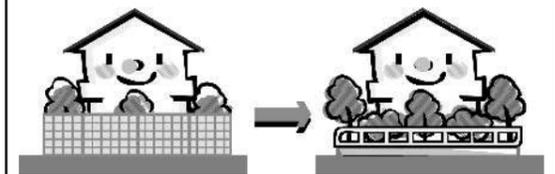
住宅地などでは最高限度を定める場合が多いですが、商業地などでは、街並みを揃えるために、最低限度を決める場合もあります。

壁面の位置の制限



隣地境界や道路境界から建物の壁面を後退することにより、良好な住環境の形成に寄与する空間(日照・採光・通風を確保)及び災害時における人や車両の通行に役立つ空間を確保することができます。

塀の種類や高さの制限



緑豊かな街並みの形成のために、生け垣やネットフェンスとしたり、開放的な街並みをつくるために塀の高さや種類を決めたりすることができます。

また、震災時の安全性を確保するためにブロック塀の高さを抑えることもできます。